

安心と健康のそばに 協会けんぽ

(全国健康保険協会)

令和4年3月分
(4月納付分)からの
保険料率を
お知らせします



協会けんぽに
ご加入の皆さま
職員の
健康守子です

山形支部の 健康保険料率は**変更**となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

10.03%



令和4年3月分(4月納付分)から

9.99%

介護保険料率も**変更**となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

1.80%



令和4年3月分(4月納付分)から

1.64%



※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者の皆さまに、

- ①年に1回健診を受けていただくこと
- ②保健指導の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと
- ③企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)

などに取り組んでいただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。

